

## 国庫補助事業に係る事務費の経理状況に対する 会計検査院からの指摘について

平成20年2月から、本県に対し会計検査院第5局特別検査課による会計実地検査が行われ、その結果について国会報告がされましたので、本県分などについて公表します。

なお、架空請求による「預け金」や、「カラ雇用」、「カラ出張」により不正資金を捻出する「不正経理」はありませんでした。

### 記

#### 1 本県の会計検査受検状況

- (1) 検査対象事業 ・ 農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業の事務費  
(対象年度：H14～H18)
- (2) 検査対象機関 ・ 農林水産省所管 農政部、林政部、3農林事務所  
・ 国土交通省所管 県土整備部、都市建築部、3土木事務所
- (3) 検査内容 ・ 需用費、賃金、旅費

#### 2 会計検査院の検査結果の概要（岐阜県分）について

（単位：千円）

国庫補助金 所管省庁名	区分	需用費	賃金	旅費	合計
農林水産省	件数	9件	16件	3,475件	3,500件
	事業費ベース	312	6,767	16,566	23,647
	国庫補助相当額	165	3,411	9,935	13,512
国土交通省	件数	1件	22件	5,221件	5,244件
	事業費ベース	71	14,951	16,648	31,671
	国庫補助相当額	38	8,317	9,966	18,322
合計	件数	10件	38件	8,696件	8,744件
	事業費ベース	384	21,719	33,215	55,319
	国庫補助相当額	204	11,729	19,901	31,834

#### 3 需用費（消耗品）の指摘について

県が納品を確認した日と、業者の納品日の日付が異なっており、支払と納品の年度が不一致とされたもの。

- ・ 翌年度納入 物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。
- ・ 前年度納入 物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。

#### (1) 省庁別一覧

（単位：千円）

所管省庁名	指摘事項	件数	金額	
			事業費ベース	国庫補助金相当額
農林水産省	翌年度納入	2件	141	71
	前年度納入	7件	171	95
国土交通省	翌年度納入	1件	72	38
	前年度納入	0件	0	0
合計		10件	384	204

## (2) 年度別一覧（国庫補助金相当額）

（単位：千円）

年度	預け金	一括払い	差替え	翌年度 納入	前年度 納入	合 計
14	-	-	-	38	6	45
15	-	-	-	-	22	22
16	-	-	-	-	61	61
17	-	-	-	70	4	75
18	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	109	95	204

注）会計検査院が公表したものであり、内訳と合計は一致していない。

## (3) 具体的な事例

## ア 翌年度納入の事例

農林事務所において、平成18年度の4月に物品が納入されていたのに、平成17年度予算から支払われていた。（購入した物品：トナーカートリッジ）

## イ 前年度納入の事例

農林事務所において、平成16年度の3月に物品が納入されていたのに、平成17年度予算から支払われていた。（購入した物品：再生紙）

## 4 賃金の指摘について

補助事業に従事させるために、臨時職員を雇用していたが、配置された部署の補助事業と異なる補助事業から賃金を支払っていたとされたもの。

## (1) 省庁別一覧

（単位：千円）

所管省庁名	件 数	金 額	
		事業費ベース	国庫補助金相当額
農林水産省	16件	6,768	3,411
国土交通省	22件	14,951	8,318
合 計	38件	21,719	11,729

## (2) 年度別一覧（国庫補助相当額）

（単位：千円）

所 管	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合 計
農林水産省	997	1,823	292	144	153	3,411
国土交通省	1,041	2,078	2,061	1,908	1,228	8,317
合 計	2,038	3,902	2,354	2,052	1,381	11,729

注）会計検査院が公表した国庫補助金相当額である。年度別と合計は一致していない。

(3) 具体的な事例

ア 農山村整備事務所において、臨時職員の配席された治山林道課で所掌する国庫補助事業とは別の国庫補助事業（農村整備事業）に係る支出科目から、当該臨時職員に対する賃金が支払われていたため、当該国庫補助の対象とならないとされたものである。

臨時職員の配属課名	賃金が支払われた国庫補助事業名
農山村整備事務所 治山林道課	農村整備事業費

イ 土木事務所において、臨時職員の配席された河川砂防課で所掌する国庫補助事業とは別の国庫補助事業（道路事業）に係る支出科目から、当該臨時職員に対する賃金が支払われていたため、当該国庫補助の対象とならないとされたものである。

臨時職員の配属課名	賃金が支払われた国庫補助金名
土木事務所 河川砂防課	道路事業費

5 旅費の指摘について

研修への参加など、本来県費で対応すべきものを、補助事業から旅費を支払っていたとされたもの。

(1) 省庁別一覧

(単位：千円)

所管省庁名	件数	金額	
		事業費ベース	国庫補助金相当額
農林水産省	3,475件	16,566	9,935
国土交通省	5,221件	16,649	9,966
合計	8,696件	33,215	19,901

(2) 年度別一覧（国庫補助相当額）

(単位：千円)

所管	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
農林水産省	2,244	3,596	2,269	1,224	600	9,935
国土交通省	705	1,972	1,728	2,642	2,917	9,966
合計	2,950	5,568	3,997	3,866	3,518	19,901

注) 会計検査院が算出した国庫補助金相当額であり、合計と一致しない。

(3) 具体的な事例

ア 「花フェスタ2005ぎふ」「農業フェスティバル」など県のイベント事業等への業務参加

イ 職員研修所が行う職員のキャリアアップ研修、新規採用職員研修など国庫補助事業に関係しない研修等への出席

ウ PFIセミナーや、食の安全安心シンポジウムなど、外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業の実施に直接関係しない研修等への出席

エ 道路整備の期成同盟会総会など、任意団体の総会、決起集会への参加

オ 道の駅オープニング式典、ふるさと農道開通式などの国庫補助事業に関係しない事業の記念式典への出席

カ 市町村要望箇所視察など部長等の管内調査及びその随行